

在校生保護者 様

伊豆の国市教育委員会
学校教育課(学校給食センター)

学校給食における食物アレルギー対応について

※幼稚園も学校に準ずる。

1 学校給食に使用しない食品について

現在、伊豆の国市の学校給食では、「落花生、そば、くるみ、かに、いくら」は、一切提供していません。ただし、コンタミネーション(※)についても配慮が必要な場合には、完全弁当(裏面参照)をお願いします。

※コンタミネーションとは、食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合をいいます。(例:給食用の麺製造工場内で、そばの製造もしている等)

2 食物アレルギー対応について

学校生活において、特別な配慮や管理が必要な場合には、「学校生活管理指導票(アレルギー疾患用)」を提出してください。(別紙:活用のしおり参照)

なお、食物アレルギーの給食対応については、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出後に個人面談を行い、対応方法を決定します。対応内容は、以下の3つです。

【除去食対応】

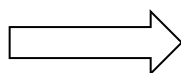
学校給食で除去対応する品目は、「卵、牛乳・乳製品(バター・脱脂粉乳を除く)、えびの3品目」です。原因食物の異なる児童生徒が複数いる場合には、各々の児童・生徒の原因食物に対応した除去食を提供することが困難なため、該当する原因食物をすべて除去したものを提供します。

例 1) 卵アレルギーがある児童生徒に給食を提供する場合の「かき玉汁」は、卵を除去して提供します。

例 2) 1つの料理の中に、給食施設で対応している複数の除去品目がある場合は、そのすべてを除去した食品で調理し、該当する児童生徒に提供します。

・八宝菜の場合

児童生徒	除去品目
A	うずらの卵
B	えび
C	えび、うずらの卵



A・B・Cの児童生徒に提供する八宝菜のアレルギー対応給食は、えび、うずらの卵を除去したものを提供する

【一部弁当対応】

除去対応をする3品目「卵、牛乳・乳製品（バター・脱脂粉乳を除く、えび）」以外の食物アレルギーがある場合には、自己除去もしくは、必要に応じて家庭から弁当を持参していただくことがあります。

例) りんごは、除去対応3品目以外のため、必要に応じて家庭から持参をお願いします。

※除去対応する3品目「卵、牛乳・乳製品（バター・脱脂粉乳を除く、えび）」でも、調理工程上、除去が困難な場合には、必要に応じて家庭から弁当を持参していただくことがあります。

例) 卵焼き、えびフライのようにアレルギー食材の除去が困難な場合は、必要に応じて家庭から持参をお願いします。

【完全弁当対応】

毎回、家庭から弁当（主食を含む）を持参していただきます。

※以下の項目に一つでも該当する場合には、完全弁当対応となります。

- 調味料（醤油・みそ・酢等）、油（ごま油、大豆油等）、だし・エキス（かつおだし、いりこだし、さばだし、えび、ホタテ、かき、魚介、肉類等）、添加物、小麦、ごま、大豆（豆乳・大豆製品等）、卵殻カルシウム、乳糖・乳清焼成カルシウムの除去が必要である。
- 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表）の表示がある部分についても、除去指示がある。
（注意喚起例）
 - 同一工場、製造ライン使用によるもの
 - ・本製造工場では、○○（特定原材料等の名称）を含む製品も製造しています。
 - 原材料の採取方法によるもの
 - ・本製品で使用している『しらす』は、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。
 - えび、かにを捕食していることによるもの
 - ・本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。
- 多品目の食物除去が必要。
- 食器や調理器具の共用ができない。
- 油の共用ができない。
- その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合。

3 その他

【飲用牛乳について】

牛乳・乳製品のアレルギーが原因で飲用牛乳を停止する場合には、「様式第2号 伊豆の国市学校給食停止届」を学校に提出してください。提出様式については、各学校にお問い合わせください。

伊豆の国市教育委員会
学校教育課 相磯朋子
TEL 055-948-1444
FAX 055-948-2904